

一般社団法人日本脊椎インストゥルメンテーション学会

COI 委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人日本脊椎インストゥルメンテーション学会 COI 委員会 (以下「委員会」と略記) の組織、及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学会及び会員の活動^{※1}に関わる利益相反の自己申告に関すること。
- (2) 本学会及び会員の活動に関わる利益相反の適切な管理 (審議・監視・モニタリング・指導・情報の保管) のための施策に関すること。
- (3) その他本学会及び会員の活動に関わる利益相反に関連する重要な事項に関すること。

※1 本学会及び会員の活動とは、本学会の主催する学術集会をはじめとするあらゆるプログラム、本学会が編集する学会機関誌 (Journal of Spine Research) をはじめとする刊行物の出版、本学会の関与する委員会活動、調査・研究事業、及びこれらに関わる会員の活動のことである。

(組織)

第3条 委員会は次の委員をもって組織する。

- (1) 本学会 COI 担当理事
- (2) 理事長が指名した本学会評議員若干名および外部委員 1 名以上
- (3) 本条(1)、(2)で指名される委員が当該議事における利益相反に含まれる場合には委員会の審議に参加しない。この場合は、委員長が当該議事における利益相反 (COI) に含まれない評議員を臨時委員として指名することができる

(委員長)

第4条 委員会の委員長の選出と職務は以下のごとくである。

- (1) 委員長は理事長が指名する。
- (2) 委員長は委員会の議長となる。
- (3) 委員長が当該議事における利益相反に含まれる場合や、委員長に事故等があるときは、COI 担当理事がその職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。補欠委員・臨時委員の任期は次のごと

く定める。

- (1) 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- (2) 第 3 条(3)で指名される臨時委員は当該議事の審議期間のみをその任期とする。

(委員会の招集、議事)

第 6 条 委員会は以下の議事を行う。

- (1) 委員会は理事会からの諮問を受けた場合に、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。
- (2) 委員会は委員の過半数以上の出席がなければ、開会することはできない。ただし、当該議事につき、あらかじめ書面をもって意思を表示した者は、これを出席者とみなす。
- (3) 委員会は、本学会の定める「事業活動の利益相反 (COI) に関する指針」、及びその細則に則り当該議事を審議する。会員に関する利益相反状態を適切に管理するために、当該会員より適宜ヒアリングを行う。必要と判断される場合には参考人を出席させ意見聴取を行うことができる。
- (4) 委員会の議事は出席委員の過半数以上を以って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (5) 議事録は電磁的記録 (電子メール等) により、学会事務局へ提出し、事務局で保管する。

(個人情報保護)

第 7 条 委員は個人情報保護に努める。

- (1) 委員は、本学会の定める「事業活動の利益相反 (COI) に関する指針」、及びその細則に則り提出された「利益相反の自己申告書」の内容を、秘密保持および個人情報保護の観点から慎重に取り扱うものとする。「利益相反の自己申告書」の管理および開示は、「事業活動の利益相反 (COI) に関する指針の細則」で、これを定める。
- (2) 委員は秘密保持および個人情報保護の観点から、自ら署名・押印した誓約書を理事長に提出し、その秘密保持の義務を遵守する。
- (3) 委員会議事内容等を理事会等に報告する場合においても、委員長は会員の個人情報保護に十分に配慮するものとする。

(変更)

第 8 条 この規定は、理事会の承認を受けて変更できるものとする。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は学会事務局が行なう。

附則

この規則は、2021年10月1日から施行する。